

平成 29 年 第 2 回	
小海町議会定例会会議録	
「第 11 日」	
*	開会年月日時 平成29年6月15日 午後 2時00分
*	閉会年月日時 平成29年6月15日 午後 3時34分
*	開会の場所 小海町議会議場
会議の経過	
<u>○ 開 会</u>	
議 長	皆さんこんにちは。議会改選後初めての定例会も本日で最終日となりました。初当選の議員の皆様も議会の様子がよくお分かりになったかと思えます。本日はすべての議案の採決を行いますのでよろしく願いいたします。ただ今の出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。なお、暑いようでしたら上着を脱いでいただいで結構です。
<u>○ 議事日程報告</u>	
議 長	本日の議事日程は、お手元に配布し申し上げたとおりであります。
<u>日程第1 「諸般の報告」</u>	
議 長	日程第1、「諸般の報告」を行います。 議長としての報告は、議事日程つづりの3ページに申し上げていただきますので、ご確認の程をお願いいたします。その他、報告事項のある方は、お願いいたします。 以上で諸般の報告を終わります。
<u>日程第2 「行政報告」</u>	
議 長	日程第2「行政報告」を行います。 町長から報告がありましたら、お願いいたします。

町 長	皆さんこんにちは。今、議長さんからのご挨拶がございましたように6月5日開会の皆さんの任期最初の定例会、本日まで熱心なご審議いただき最終日を迎えることができました。本当にありがとうございました。改めてご提案申し上げました報告、そして議案につきまして承認、可決決定を心からお願い申し上げます。それでは2点行政報告をさせていただきます。まず1点目として6月5日小海町老人クラブ連合会が長年の河川や道路等の美化に努めて来た功績が認められまして、環境保全美化功労団体として知事表彰を受賞いたしました。当日は中山会長に長野市で知事より伝達をされたところであります。また学術芸術文化功労賞として新海誠監督が受賞されたということでございます。2点目といたしまして新海誠監督コミックスウェーブ社に受賞のお祝いと秋に開催される予定の美術館企画展、町営バスへのラッピング、観光パンフレット等お願いと具体的な打ち合わせにプロジェクトの関係職員、副町長、美術館長、担当職員等7人で昨日行ってまいりました。お忙しい中、川口社長さんにご挨拶を申し上げ、落合ディレクターとデザイナー2人と懇談をし、町の事業へのご協力をお願いするとともに企画展について協議をいたしました。町の意向と会社の考え方をすり合わせ大筋で合意をしたところでございます。細部についてはその話し合いを基に今後協議と準備を進めてまいります。以上でございます。
議 長	他に行政報告がありましたらお願いいたします。
議 長	以上で行政報告を終わります。 本日、会議事件説明のため出席を求めたものは、町長・副町長・教育長・会計管理者・各課長・所長・専門幹であります。
<u>○ 議案の上程</u>	
議 長	それでは順次議案を上程いたします。
<u>日程第3 「議員派遣の件」</u>	
議 長	日程第3、「議員派遣の件」を上程します。 事務局長に朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。お諮りいたします。 「小海町議会行政視察」に議事日程つづりの4ページに申し上げたとおり、議員を派遣したいと思っております。

	これにご異議ございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、「全国議会広報クリニック及び群馬県川場村」に議員を派遣することに決定いたしました。
<u>日程第4 「報告第1号」</u>	
議 長	日程第4、報告第1号 「小海町税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 新津 孝徳 君。
	(委員長報告—承認と決定)
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから報告第1号を採決いたします。 委員長の報告は、承認であります。 報告第1号を委員長報告のとおり、承認することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
	挙手全員と認めます。 したがって報告第1号は、委員長報告のとおり承認する事に決定いたしました。
<u>日程第5～8号 「報告第2号～報告第5号」</u>	
議 長	日程第5、報告第2号から日程第8、報告第5号については一括して議題といたします。本案については、予算決算常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 予算決算常任委員長 鷹野 弥洲年 君。

(委員長報告—承認と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑は、全議員出席の委員会でございますので省略したいと思います。 これにご異議ございませんか。
(異議なし)	
議 長	これより報告第2号「平成28年度小海町一般会計補正予算(第7号)について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから報告第2号を採決いたします。 委員長の報告は、承認であります。 報告第2号を委員長報告のとおり、承認することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって報告第2号は、委員長報告のとおり承認する事に決定いたしました。
議 長	つづいて報告第3号「平成28年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから報告第3号を採決いたします。 委員長の報告は、承認であります。 報告第3号を委員長報告のとおり、承認することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって報告第3号は、委員長報告のとおり承認する事に決定いたしました。
議 長	つづいて報告第4号「平成28年度小海町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	

議 長	これで討論を終わります。これから報告第4号を採決いたします。 委員長の報告は、承認であります。 報告第4号を委員長報告のとおり、承認することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって報告第4号は、委員長報告のとおり承認する事に決定いたしました。
議 長	つづいて報告第5号「平成28年度小海町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから報告第5号を採決いたします。 委員長の報告は、承認であります。 報告第5号を委員長報告のとおり、承認することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって報告第5号は、委員長報告のとおり承認する事に決定いたしました。
<u>日程第9 議案第27号</u>	
議 長	日程第9、議案第27号 「小海町使用料徴収条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 新津 孝徳 君。
(委員長報告—可決と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	

議 長	これで討論を終わります。これから議案第 27 号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。 議案第 27 号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって議案第 27 号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
<u>日程第 10 議案第 28 号</u>	
議 長	日程第 10、議案第 28 号 「小海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 篠原 伸男 君。
(委員長報告—可決と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 28 号を採決いたします。 委員長の報告は、承認であります。 議案第 28 号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって議案第 28 号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
<u>日程第 11 「議案第 29 号」</u>	

議 長	<p>日程第 1 1、議案第 2 9 号</p> <p>「小海町消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p> <p>民生文教常任委員長 篠原 伸男 君。</p>
(委員長報告—可決と決定)	
議 長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。</p> <p>質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
(質疑なし)	
議 長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>
(討論なし)	
議 長	<p>これで討論を終わります。これから議案第 2 9 号を採決いたします。</p> <p>委員長の報告は、可決であります。</p> <p>議案第 2 9 号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
(挙手全員)	
議 長	<p>挙手全員と認めます。</p> <p>したがって議案第 2 9 号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。</p>
<u>日程第 1 2 「議案第 3 0 号」</u>	
議 長	<p>日程第 1 2、議案第 3 0 号</p> <p>「小海町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p> <p>民生文教常任委員長 篠原 伸男 君。</p>
(委員長報告—可決と決定)	
議 長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。</p> <p>質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
(質疑なし)	
議 長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>

(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第30号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。 議案第30号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって議案第30号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
日程第13 議案第31号	
議 長	日程第13、議案第31号 「平成29年度小海町一般会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。本案については、予算決算常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 予算決算常任委員長 鷹野 弥洲年 君。
(委員長報告—可決と決定)	
<p>〈予算決算常任委員会要望事項〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 休日・夜間時の問い合わせ等について、的確かつ親切な対応ができるよう宿日直職員に徹底されたい。 2. 事業成果について、個々の事業結果検証を行い、次年度事業計画に反映されるよう努められたい。 3. 高原美術館のフルハイビジョンディスプレイについて、町民利用も含め積極的な活用に努められたい。 	
議 長	委員長報告に対する質疑は、全議員出席の委員会でございますので省略したいと思います。 これにご異議ございませんか。
(異議なしの声)	
議 長	ただ今の、予算任委員会からの要望事項に対する町長の答弁を求めます。

〈予算決算常任委員会要望事項に対する答弁〉

1. 休日夜間等の問い合わせの件ですが、行事などの一般的な問い合わせにつきましては、宿日直職員が適切に即答できるように行事内容等の掲示対応マニュアル等を充実させてまいります。また宿日直職員がすべて即答することはできませんので、特に専門的な問い合わせにつきましては後程担当職員から回答することでご承認を得る方法か、あるいは忙しい場合は担当職員に相手の方に直接電話させる等の確な対応をするよう徹底してまいります。
2. 事業成果の件でございますが、1年間の主な事業成果につきましては主要事業調書として毎年まとめてきておりますので、効果検証欄をより充実させて作成してまいります。
3. 高原美術館の件ですが、平成28年度で整備しましたフルハイビジョンのディスプレイにつきましては、市販のソフトも再生できる汎用型のディスプレイでございますので、その他にも大相撲やサッカーなどのスポーツ放映や自作ソフトの上映会など、公共的な活用も視野にこのシステムの特性を生かした幅広い活用方法を検討企画してまいります。

議 長	これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。 (討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから議案第31号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。 議案第31号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。 したがって議案第31号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
<p><u>日程第14 「陳情第3号」</u></p> <p><u>日程第17 「発議第4号」</u></p>	
議 長	日程第14、陳情第3号 「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める陳情書」及び日程第17、発議第4号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出について

	て」は関連がありますので、一括して議題といたします。 陳情第3号については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 篠原 伸男 君。
	(委員長報告—採択と決定)
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから陳情第3号を採決いたします。 委員長の報告は、採択であります。 陳情第3号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。 したがって陳情第3号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。
議 長	事務局長に発議第4号の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。 第4番 井上 一郎 君。
	(提出者説明)
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行いません。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから発議第4号を採決いたします。 提出者の説明のとおり、発議第4号に賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。

	<p>したがって、発議第4号は原案のとおり可決され、関係機関に提出することといたします。</p> <p>ここで3時まで休憩とします。</p> <p style="text-align: right;">(ときに14時45分)</p>
<p><u>日程第15 「陳情第4号」</u></p> <p><u>日程第18 「発議第5号」</u></p>	
議 長	<p>休憩前に引続き会議を開きます。</p> <p>日程第15、陳情第4号、「国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める陳情書」及び日程第18、発議第5号、「国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める意見書の提出について」は関連がありますので、一括して議題といたします。</p> <p>陳情第4号については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p> <p>民生文教常任委員長 篠原 伸男 君。</p>
(委員長報告—採択と決定)	
議 長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。</p> <p>質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
(質疑なし)	
議 長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>
(討論なし)	
議 長	<p>これで討論を終わります。これから陳情第4号を採決いたします。</p> <p>委員長の報告は、採択であります。</p> <p>陳情第4号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
(挙手全員)	
議 長	<p>挙手全員と認めます。</p> <p>したがって陳情第4号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>事務局長に発議第5号の朗読を求めます。</p>
(事務局長朗読)	
議 長	<p>朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。</p> <p>第1番 古谷 恒晴 君。</p>
(提出者説明)	

議 長	説明が終わりました。これから質疑を行ないます。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
2 番議員	過日共謀罪に対する市町村からの意見書を見た国会議員が皆無だったという報告が信濃毎日新聞に掲載されておりました。こういう意見書がどう扱われたのか甚だ見通しが無いのですが、せめてこの意見書を出すと同時に地元の選出の県議、あるいは国会議員に質問ないし、こういった意見書を出したんだけどどうだろうか、という案内というか意見を求めるようなかたちを採ったらどうかと思っております。その点いかがでしょうか。
1 番議員	運営委員会で協議させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
2 番議員	結構でございます。
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから発議第 5 号を採決いたします。 提出者の説明のとおり、発議第 5 号に賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。 したがって、発議第 5 号は原案のとおり可決され、関係機関に提出することといたします。 ここで民生文教常任委員長から視察の報告を求められておりますのでこれを許します。
民生文教 委員長	時間を採っていただきましてありがとうございます。私ども民生文教常任委員会では 13 日に民生文教常任委員会を開催いたしました。その終了後、4 時～5 時ちょっと過ぎまでですが、1 時間ちょっと小海高校をお訪ねいたしまして長野県の高校再編に関する懇談会ということで話し合いをもってまいりました。高校側からは土屋校長、臼田教頭、それから赤城事務局長 3 人と私ども民生文教常任委員とそれから教育長、事務局で参加させていただきました。小海高校ということにつきましてはただ単に民生文教常任委員会が所管事項であります、やはり小海町議会全体としてこの情報を共有し、そして小海高校が小海町の所在地であるということ、いづれ町、議会で他町村に呼びかけてこの再編問題を真剣に取り組んでいかなければならないと感じているところでございます。高校改革の基本構想というものが今年の 10 月に発表されまして、それから県は県民の意見を公募したようでございます。その件は 131 人 290 件の応募がありました。実際にはここに頂きました資料がありますが、この 3 月長

野県教育委員会では学びの改革基本構想というものを決定してきております。そしてこの決定に基づきまして構想がまとまりましたものですから、今度はどのように再編に取り組んでいくかという実施法案をこの10月までに県の方では提示し、そして来年の3月には実施方法が具体的に提示されて高校の再編を進めていくようでございます。端的に私ども所在しております小海高校も中山間地存立特定校にはなるだろうと私も安易に考えておりましたが、しかし高校の校長先生が言われることには、これから10年間で佐久広域では生徒が480人減となるようでございます。そして来年におきましてはこの佐久広域では生徒の数か81人減というようなことになるように予想されておきまして、そうしますと黙っていても国、県の基準からいくと2クラスはこの6区の通学区で減る可能性はあるということでありまして、昨年28年度の小海高校の生徒の割合を3年生だけに限ってみますと、小海町は58人、佐久穂町は88人、佐久市は臼田中学、野沢中学、中込中学等々数ありまして106名、川上村が35名、南牧村が24名でございます。そして話し合ってきた中で一番やはり高校存続のために問題になってくることは、財政的な問題のようでございます。現に小海高校では1998年の7月に「地域高校小海高校を守り生徒を支援する会」というのがありまして、クラブ活動等につきましては県のお金だけではなくてこの会の皆さんが補助しながら協力して小海高校の発展に寄与しているようでございますし、また校長先生の話からも少数化になってきた場合には地域でどのくらいの財政支援ができるかということも大きなテーマのようでございます。校長先生から頂きました資料によりましてかなりきつい中で、例えば中山間地存立特定校になるにしても、この場合には県境に近い地域でその高校がなくなることにより他県の高校に行かざるを得ない学校、地域の支援を受けて1学級でも存続の道を図る、地域支援ということはやはり財政的なようであります。そういった中でこれは小海町にある高校ではございますが、先ほど申しましたとおり広域の範囲から通学生がおる訳でありますので、是非町長、それから議長におかれましては広域の観点に立ちまして、南佐久町村会あるいは南佐久議長会等はもちろんでございますが、佐久広域全体でこの問題に取り組んでいけるように是非是非ご配慮していただきたいと、そしてやはり小海高校は小海町にあるのですから、町長、議長にイニシアチブを執っていただいてこの存続に向けてやっていっていただきたい。私たちがもう少し時間がかかっていくかと思ったら、県の進め方はかなりピッチが上がっております。もう10月には実施方法の案を出すということも言われておりますので、ご存じのとおり官僚、国、県が出してくれ

	<p>ばなかなか変更することは難しいのでありまして、今から真摯に取り組んでいかなければならないのではないかと、そして私ども民生文教常任委員会におきましても、これで今日議会は休会となる訳であります。慣例で休会中でも委員会開催ということもあろうと思っておりますので、また私たちが情報を集めまして議会に報告させていただき、そして小海町が丸となる中心となってこの問題に取り組んでいけたらということで、今日あえて発言を求めて時間をとっていただきました。私の趣旨もまたご理解いただきまして、共々力を合わせて進んでいただければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>民生文教常任委員長から報告がありました。私もこれに参加させていただきましたが、小海高校の存続ということに関しては時間が次の9月の定例会までにしかないということで、今日6月定例会は閉会いたしますのでこれを9月までに何らかの答えを出さなければいけないと思っております。校長先生の言った言葉がありまして「小海高校は南佐久郡、また佐久広域で小海高校の存続を是非求めて守って欲しい」という言葉がありましてやはり地元の声が一番届くことが大事であるということでありまして、またこの件については9月の定例会までに皆さんにお考えを含めてまとめていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。</p>
<p><u>日程第16 「陳情第5号」</u></p>	
議 長	<p>日程第16、陳情第5号 「佐久総合病院小海診療所駐車場への公衆トイレ建設計画の見直しに関する陳情書」を議題といたします。陳情第5号については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 新津 孝徳 君。</p>
<p>(委員長報告—採択と決定)</p>	
<p>〈総務産業常任委員会要望事項〉</p> <p>1. 事業計画の説明については、関係者と綿密な協議を行い、その経過内容を記録し十分な理解が得られ誤解が生じないよう丁寧かつ慎重に取り組まれない。</p>	
議 長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
<p>(質疑なし)</p>	
議 長	<p>これで質疑を終わります。</p>

	ただ今の、総務産業常任委員会からの要望事項に対する町長の答弁を求めます。
〈総務産業常任委員会要望事項に対する答弁〉	
1. 事業計画実施をする場合には関係する団体、また関係する皆様への事前の打ち合わせ、説明を丁寧に行い十分にご理解頂いた上で事業実施に努力してまいりますのでよろしくお願いいたします。	
議 長	これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。 (討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから陳情第5号を採決いたします。 委員長の報告は、採択であります。 陳情第5号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。 したがって陳情第5号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。
日程第19 「発議第6号」	
議 長	日程第19、発議第6号 「長野県森林づくり県民税の適正活用及び活用事業の拡充を求める意見書の提出について」を議題といたします。
議 長	事務局長に発議第6号の朗読を求めます。 (事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。 第5番 小池 捨吉 君。 (提出者説明)
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行いません。 質疑のある方は、挙手をお願いします。 (質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。 (討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから発議第6号を採決いたします。 提出者の説明のとおり、発議第6号に賛成する方の挙手を求めます。

(挙手全員)	
議 長	<p>挙手全員と認めます。</p> <p>したがって、発議第 6 号は原案のとおり可決され、関係機関に提出することといたします。</p>
議 長	<p>次に各常任委員長、議会運営委員長から、それぞれ閉会中の所管事務等の調査の申し出がありました。</p> <p>お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務等の調査に付することにご異議ございませんか。</p>
(異議なし)	
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務等の調査に付することに決定いたしました。</p>
<p><u>○ 散 会</u></p>	
議 長	<p>以上をもちまして本定例会に提案されました議案に対する審議は、すべて終了いたしました。これにて平成 29 年小海町議会第 2 回定例会を閉会といたします。ご苦労様でした。</p> <p style="text-align: right;">(ときに 15 時 34 分)</p>